

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第 1 号

令和 7 年第 1 回（3 月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

1 期 日 令和 7 年 3 月 2 5 日（火）

2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部 3 階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	鈴 木	勉	議員	2 番	岩 崎	小 百 合	議員
3 番	戸 田	馨	議員	4 番	飯 島	正 義	議員
5 番	菊 名	克 典	議員	6 番	吉 川	敏 幸	議員
7 番	吉 田	俊 一	議員	8 番	松 岡	高 志	議員
9 番	長 谷 川	真 也	議員				

不応招議員（なし）

令和7年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月25日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第1号議案 吉川松伏消防組合消防庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第2号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第3号議案 吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 第5号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算
- 日程第11 議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（9 名）

1 番	鈴 木	勉	議員	2 番	岩 崎	小 百 合	議員
3 番	戸 田	馨	議員	4 番	飯 島	正 義	議員
5 番	菊 名	克 典	議員	6 番	吉 川	敏 幸	議員
7 番	吉 田	俊 一	議員	8 番	松 岡	高 志	議員
9 番	長 谷 川	真 也	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
消 防 長	黒 田 信 浩
次長兼総務課長	田 中 文 雄
次長兼吉川署長	小 池 稔
副 参 事 長 兼 警 防 課 長	小 川 勝 司
予 防 課 長	永 峯 秀 光
指 令 室 長	後 藤 祐 一
松 伏 消 防 署 長	伊 藤 嘉 則

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	清 水 万 里
書 記 次 長	豊 田 賢 一
書 記	鈴 木 瑞 己

○長谷川真也議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

_____ ◇ _____

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○長谷川真也議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和7年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○長谷川真也議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○長谷川真也議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

3番 戸 田 馨 議員

4番 飯 島 正義 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたします。これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和６年度定例監査及び令和６年１２月から令和７年２月の出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第４、行政報告を行います。

中原管理者。

○中原恵人管理者 おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和７年第１回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

それでは、早速でございますが、３点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、当消防組合の令和７年度執行体制についてご報告をいたします。当消防組合の人員については、退職者の補充として採用した新規職員１名、吉川市との相互派遣職員１名を加えた１５８名体制といたします。

２点目は、令和７年２月下旬に岩手県大船渡市で発生しました林野火災で、総務省消防庁から埼玉県大隊に対し緊急消防援助隊出動の求めがあったことから、吉川松伏消防組合からポンプ車１台、消火小隊として派遣いたしました。活動期間につきましては、令和７年３月５日から１０日までの６日間で、第３次隊、第４次隊として８名の職員を派遣いたしました。活動概要の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。

３点目は、令和６年中の火災、救急、救助の出動件数についてご報告をいたします。火災出動件数は、前年比８件減の３３件、救急出動件数は前年比増減なしの５,３７２件、救助出動件数は前年比３件減の７４件となっております。出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただ

ければと存じます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。



◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、1番、鈴木議員の質問を許可します。

通告第1号、鈴木議員。

○1番 鈴木 勉議員 松伏町の1番議員の鈴木勉です。私のほうから、質問事項は消防組合負担金の算出基準を人口割に是正することについてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

吉川松伏消防組合の負担金算出基準は、現行の地方交付税基準財政需要額割合としておりますが、明らかに小規模自治体の松伏町にとって不利、不公平、不公正であり、直ちに負担金算出基準を人口割に改めることが必要だというふうに考えております。よって、早急に是正することを求めるものであります。

以上です。

○長谷川真也議長 ただいまの1番、鈴木議員の一般質問に対して答弁を求めます。

田中次長兼総務課長。

○田中文雄次長兼総務課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

当消防組合の負担金の算出基準につきましては、吉川市と松伏町において協議がされましたが、現在合意が図られていないと伺っております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対して再質問はありますか。

1番、鈴木議員。

○1番 鈴木 勉議員 念のため、質問は3回までですね、たしか。

答弁が、協議が図られているが、まとまっていないということなので、まずその協議の内容についてしっかりご説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、今基準財政需要額ということで比較されておりますけれども、これは令和6年度の数字の基準財政需要額で見ますと、松伏町が4億9,530万5,000円ということになって、吉川市が10億1,242万8,000円ということで、基準財政需要額比率でいきますと松伏町が32.85%、吉川市が67.14%ということになるのですが、人口比でいきますと、これ令和2年の国勢調査人口ですと、松伏町が2万8,266人、吉川市が7万1,979人ということで、比率でいくと28%対72%ということで、およそ比率でいきますと基準財政需要額割合と人口比率との差は4.85ぐらい離れているわけです。およそ

5%弱という形で数値が出ているわけですが、なぜこのような状況になっているかというのは、単位費用は6年の交付税の算定では1万1,800円ということになっているわけですが、それ掛ける人口と、掛ける補正係数というのが地方交付税の算出の根拠になっているわけですが、様々な対応補正、いろいろな種類があるわけですが、総合的に補正係数を掛けた数字で出していくと松伏町が1.485で、吉川市が手元の私の計算ですが、1.192ということになっているわけです。だから、補正係数の違いで、結局は人口比から実際の需要額が変わってきているということが根拠になるわけですが。

なぜそうになっているかというのが、補正係数が結局国の地方交付税の基準では10万人が標準規模ということで設定されているので、その関係で10万人に近づけば近づくほど補正係数が限りなく1に近づくということで、10万人を超えると今度は逆に1から0.9幾つとかという形で減っていくと。そういうのが地方交付税の仕組みになっているわけですが、そういう意味で地方交付税との仕組みとの兼ね合いからすると、今の基準財政需要額で割っていくというのは矛盾点というか、あるのではないかなと。確実にあるというふうに思いますので、その点についての考え方をお聞きしたいと思います。

ちなみに消防年報から実際には需要がどうだったのかということで、これは令和5年の数字が今の最新の数字だと思いますが、これで見えていくと例えば救急件数、全体で5,372件で、そのうち吉川市が3,845、松伏町は1,501、その他26ということになっていますが、要するに吉川市が比率でいくと71%、松伏町が28%ということで、その他は1にも満たない数字になると思います。ほかの年報から見させていただきました。例えば危険物施設関係、これは合計数が179で、そのうち吉川市が138、77%、松伏町が41で23%ということで、これも人口比より逆に吉川市のほうが多くなっていると。これ都市構造の違いもありますから、一概には言えない要素もあります。あと、建築確認同意件数で見えていくと、これが吉川市が新築とその他で110件、松伏町18件、吉川市86%、松伏町14%ということで、これだけ差が出ていると。

あと、次の各種届出状況で防火対象物使用開始届とかいろいろとあります。年報でいうと42ページですが、これが吉川市が353件で75.3%、松伏町は24.7%、数値的には吉川市が353件、松伏町116件、合計469ということになるわけですが、これも人口比より松伏のほうが少なくなっているという現状があります。ついでに状況だけ説明させて、特徴的な部分で。あと、消防用設備着工及び設置届出状況、これを見ますと、これ消防年報の41ページに出ていました。着工届でいうと吉川市49件、79%、松伏町13件、20.9%、設置届、吉川市180件、松伏町37件、すみません。パーセンテージを言い忘れました。吉川市は83%、それから松伏町17%ということで、ちょっとくどいようですが、調べてきたので、一応説明しますと、あと中高層防火対象物、これは年報の40ページですが、吉川市が対象物件623件のうち560件、90%、松伏町63件ということで10%ということで、これも大きく差が出ているということで、次に消防年報の39ページに

出ていると思います。防火対象物ということで、これも吉川市が1,605で松伏町487、合計2,092なのですけれども、吉川市76.7%、松伏町23%という形になっております。

ですから、以上のように、この統計数値だけで一概に言えない部分もちろんあるとは思いますが、都市構造の違いも考慮した上でも、実際の消防の行政需要からすれば大きく離れていると。今の基準財政需要額とは大きく乖離していると。もちろん人口割もさらに松伏町のほうが低いわけですが、そういった点を考慮すれば、最低限でも人口割でやっていくのが本来の在り方だというふうに思います。

ちなみに草加市と八潮市がたしか8年ぐらい前に広域消防を設立したと思うのですが、人口割で対応しているというふうに聞いておりますので、そういう意味では一度決めたからということで、未来永劫同じやり方でいいのだというのは、この吉川松伏消防組合では当てはまらないのではないかとこのように思います。

消防組合が最初に設立したときは、たしか昭和45年頃だったと思いますけれども、当初は人口割でやっていたと。昭和52年、ちょっと正確ではないかもしれませんが、52年頃だったと思いますけれども、そのときから地方交付税の基準財政需要額割合に変更がなされた。当時は多分吉川市、およそ人口3万、松伏町1万3,000から5,000ぐらいだったと思いますけれども、お互いに小さなまちだった。そういう事情の中で、ある意味吉川市は先見の明があったわけです。地方交付税の仕組みをちゃんと理解していて、これから伸びていくだろうと。人口10万人近い市では補正係数が限りなく1に近づいていくわけだから、負担割合でいけば少なくなると。松伏町は、恐らく推測ですが、あまり地方交付税の仕組みを理解していなかったということだったと思います。実は、人口割合のほうが絶対いいわけなのに、あえてそれを選択したというのは、そういった背景があったと思いますので、その意味でもそれからすると50年近くたつわけですから、そろそろ見直しを図っていくべきだというふうに思いますので、ぜひ管理者にも明確な答弁を求めているというふうに思います。

○長谷川真也議長 鈴木議員に質問したいのですが、結局統計数値に対しての人口割ということによって正しいのか、質問の内容は。

○1番 鈴木 勉議員 いえ。統計数値でも表れているけれども、だからそうしたら基準財政需要額比較というのは実情に合っていないのではないかと指摘です。

○長谷川真也議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

田中次長兼総務課長。

○田中文雄次長兼総務課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市と町の協議についてですが、協議をしていることは把握しておりますけれども、協議内容につきましては詳細は把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

それから、今消防年報のほうからいろんな施設であったり、届出の件数のほうが報告がありまして、実際その数字というのは事実でございます。しかしながら、基準財政需要額はその支出の実績であったり、実際に支出しようとする額ではなく、また個別の事情や独自の判断に基づくものではないと。地方公共団体における個々具体的な財政支出の実態を調査して、その地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対応する、合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定しておりますので、この辺をご理解いただければと思っております。

それから、草加八潮が人口割ということも当然承知はしております。現在埼玉県内では13の組合消防がございまして、そのうちの5つが基準財政需要額を採用しております。それ以外は、先ほど鈴木議員がおっしゃったような人口割というところもございますけれども、平等割、人口割、そういったところもございます。この消防組合の負担金の取決めについては、それぞれの自治体がございますので、取決めの詳細については把握しておりません。また、当消防組合が発足以来、当初は人口割、昭和53年だったかと思えますけれども、基準財政のほうに変更されておるということは当然承知しております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再々質問ありますか。

〔「管理者の答弁は」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 先ほど鈴木議員は市長と言いましたので、管理者の場合は管理者と言ってもらえないと。すみません。よろしく。

ただいまの答弁に対して再質問ありますか。

1 番、鈴木議員。

○1 番 鈴木 勉議員 協議している内容は、詳細は把握していないと。把握していない人が答弁しても、こちらでも質問しようがなくなってしまうのですけれども、ぜひ管理者は協議の対象になっているわけですから、副管理者のほうの考えと。また、それぞれ吉川市の考えはあると思えますけれども、小規模自治体の松伏町に対する配慮というのが絶対必要だと思いますので、その辺の配慮の気持ちなり、その辺はどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

特に松伏町は財政規模が小さいです。人口も今特にどんどん減ってきています。このままではいけないとは私は思っていますけれども、新たな対策をちゃんと講じるべきだというのは議会では私は主張していますけれども、なかなか何も具体的な手だてがされていない現状なので、取りあえず現状からしていくともうちょっと弱い者いじめしないでほしいという思いなので、その点を。お考えをお聞きしたいと思います。

○長谷川真也議長 中原管理者。

○中原恵人管理者 答弁をさせていただきます。

松伏町さんは大事なパートナーだと思っていますので、弱い者いじめをするような気持ちは全く

ございません。今ご指摘いただいたとおり、財政需要額に沿っていこうという昭和の頃の変更は、私は申し送りとしては松伏町さん側から出ていたというふうには伺っているのですが、だからといって絶対見直しをかけないというふうには考えているわけではありません。ただ、例えば令和5年度の火災の発生件数でいうと、たしか松伏町さんが24件ぐらいで、吉川が17件ぐらいなのです。火災の発生というのは、やはり人口に比例しているわけではないというのは、その部分を見ても分かるかなと思いますし、松伏さん側から見てもスケールメリットというのは十分にあるのではないかなと思います。今後もしっかりと協議を続けながら、見直しを図るかどうかというのも担当同士でしっかりと協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○長谷川真也議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第6、第1号議案 吉川松伏消防組合消防庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合消防庁舎建設基金条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

消防庁舎は、令和7年3月現在、消防本部吉川消防署は31年、松伏消防署は26年、南分署は20年が経過しております。その間の庁舎維持管理につきましては、必要に応じて部分的な修繕及び改修工事にて対応しておりましたが、庁舎の老朽化に伴い、その費用が年々増加しております。当消防組合の吉川松伏消防組合庁舎建設基金につきましては、消防庁舎の建設に係る費用のみが積立てができるものとなっていることから、消防庁舎改修等の建設以外の費用についても積み立てられるように改正をするものでございます。

今後においては、施設の長寿命化対策を実施するため、大規模改修工事が必要となりますことから、資金を計画的に積み立て、財源を確保するとともに、財政負担の平準化を図ってまいります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合消防庁舎建設基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第7、第2号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第2号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、所要の改正をするとともに、必要な経過措置を設けるものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第8、第3号議案 吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第3号議案 吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の区分に新たに35年以上の区分を追加するとともに、支給金額の改定を行うものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 吉川松伏消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第9、第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万4,000円を追加し、予算の総額を18億4,950万9,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、準用する吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、職員給与改定に係る構成市町負担金の増額を行うものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、歳入にて申し上げましたとおり、職員給与改定に伴いまして消防職給料及び職員手当等の予算に不足が生じますことから、増額を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 次に、黒田消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書6ページ、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金でございますが、管理者の説明のとおり、準用する吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、吉川市負担金1,091万5,000円、松伏町負担金533万9,000円、合計1,625万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の消防職員給与費でございますが、職員給与改定に伴う不足分として消防職給料及び職員手当等1,625万4,000円を増額するものでございます。

なお、余剰が見込まれる共済費、負担金補助及び交付金を250万円を減額し、不足する消防職給料及び職員手当等に充てるものでございます。

以上で、第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第10、第5号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第5号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明いたします。

令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を25億4,409万4,000円とするものでございます。令和6年度当初予算と比較いたしますと7億4,543万3,000円、約41.4%の増となっております。

増額の主な要因といたしましては、消防庁舎電源設備更新工事などの維持補修費、東埼玉消防指令業務共同運用協議会に係る負担金などによる補助費等及び吉川消防団器具置場新築工事など、普通建設事業費の増額によるものでございます。

令和7年度予算編成に当たりましては、構成市町の財政状況を鑑み、効果的かつ効率的な事業推進を図るため優先度を精査し、必要な事業を重点化することで、消防力の維持強化を行う予算といたしました。また、消防団につきましては、施設や車両、装備等の計画的な更新整備を推進し、引き続き地域防災力の強化を図る予算といたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 次に、黒田消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、第5号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算の主な内

容につきまして順次ご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。第2表、債務負担行為のうち、1行目の人事給与システムサービス使用料でございますが、人事給与システムの構成機器の耐用年数が経過することに伴いまして、新たに構築する人事給与システムの使用契約について、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2行目の庁内ネットワークリモート接続機器借上料でございますが、東埼玉消防指令業務共同運用協議会派遣職員が、消防組合庁内ネットワークへリモート接続させるための機器の設置に伴いまして、接続機器借上料について、令和8年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

3行目及び5行目の吉川松伏消防組合AEDレンタル事業、吉川市消防団AEDレンタル事業でございますが、車両に配備しております耐用年数を経過するAEDにつきまして、新たに60か月間のリース契約を行いますことから、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

4行目の庁舎清掃業務委託でございますが、令和6年度末にて契約期間が満了となり、継続した契約が必要となることから、令和8年度から令和9年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金17億1,193万4,000円についてでございますが、消防組合格約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市負担金につきましては負担割合が67.15%の11億4,956万4,000円、松伏町負担金につきましては負担割合が32.85%の5億6,237万円をそれぞれ歳出させていただいております。

2節非常備消防費負担金の1億2,730万8,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費となりまして、吉川市負担金9,464万1,000円、松伏町負担金3,266万7,000円となっております。その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出と併せてご説明をいたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款1項消防費、1目常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費14億2,613万3,000円につきましては、職員157名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。説明欄中段の研修事業557万1,000円につきましては、消防学校など消防に関する高度な知識、技術を習得するための各種研修費、職務の遂行に必要な資格取得費などを予算計上しております。なお、事業別予算のうち、18節負担金補助及び交付金につきましては、消防大学校にて上級幹部たる人材を養成する幹部科などの入校負担金45万

5,000円、埼玉県消防学校にて消防職員として従事するために必要となる初任教育、救急業務に従事させるため必要となる救急科などの入校負担金64万8,000円を含む421万7,000円を計上しております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。説明欄下段の被服管理事業1,074万9,000円につきましては、職員の業務活動で必要となる活動服、救助服、救急服などの貸与品に要する費用を予算計上しております。なお、予算事業別予算のうち防火衣におきましては、耐用年数を10年経過したものにつきまして更新を図っておりまして、4名分の更新費用、77万3,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。説明欄下段の少年消防クラブ運営事業68万8,000円につきましては、小学5、6年生のクラブ員、中学生以上の準指導者に対して行う防災教育につきまして、さらなる充実を図るため全国交流会参加に係る旅費や、毎月のクラブ活動に係る経費などを予算計上しております。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。説明欄下段の車両資器材管理事業2,956万5,000円につきましては、車両及び資器材の維持管理などに係る費用や、災害発生時の情報収集を円滑に行うための消防用ドローン運用に係る費用などを予算計上しております。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。説明欄上段の消防指令業務共同運用事業4億3,347万6,000円につきましては、令和8年度からの消防指令業務共同運用開始に向けた事務費、消防指令システム整備工事費及び消防指令システム整備工事監理業務委託料などの東埼玉消防指令業務共同運用協議会に係る負担金を計上しております。なお、消防指令システム整備工事費及び消防指令システム整備工事監理業務委託料に係る財源につきましては、消防施設整備事業債を活用するものでございます。

次に、同ページ、2目消防施設費、説明欄上段の庁舎等維持管理事業2億1,924万1,000円につきましては、消防本部を含む吉川消防署、南分署及び松伏消防署の消防庁舎におけます光熱水費、庁舎設備の維持管理費などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、14節工事請負費1億6,663万6,000円につきましては、蛍光灯の生産終了等に伴います消防本部、吉川消防署のLED照明への改修工事費といたしまして、照明改良工事費2,858万6,000円を、建築から31年が経過いたしました消防本部、吉川消防署の受変電設備及び非常発電設備の浸水対策を踏まえた更新工事といたしまして、電源設備更新工事1億3,805万円を予算計上しております。また、照明改良工事費及び電源設備更新工事につきましては、消防施設整備事業債を活用するものでございます。

次に、説明欄下段の車両整備事業4,496万4,000円につきましては、安全性や機能性を維持するためのはしご車のオーバーホール及び予防課で運用しております予防調査車につきまして、導入から17年が経過しておりますことから、更新計画に基づき更新整備をするものでございます。なお、は

しご車のオーバーホールに伴います財源につきましては、消防施設整備基金より2,801万2,000円を繰り入れし、残りを一般財源とするものでございます。

次に、29ページ、30ページをお開き願います。3目非常備消防費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団給与費4,279万9,000円につきましては、208名分の消防団員年報酬、消防団員出動報酬、退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、説明欄中段の吉川市消防団運営事業969万2,000円につきましては、被服の購入や消防団車両の維持管理費などの消防団の運営に係る費用を予算計上しております。

次に、31ページ、32ページをお開き願います。説明欄上段の松伏町消防団給与費2,062万9,000円につきましては、105名分の消防団員年報酬、消防団出動報酬、退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、説明欄中段の松伏町消防団運営事業664万5,000円につきましては、被服の購入や消防団車両の維持管理費などの消防団の運営に係る費用を予算計上しております。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団器具置場維持管理事業5,280万8,000円につきましては、建築後36年を経過し老朽化しております第12分団器具置場の新築工事費及び解体工事費並びに器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。なお、12分団器具置場新築工事に係る財源構成につきましては、非常備消防施設整備事業債を活用するものでございます。

次に、説明欄下段の吉川市消防団車両整備事業2,652万7,000円につきましては、経年劣化が進んでおります第10分団車両を、更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該車両の更新に係る財源構成につきましては、非常備消防施設整備事業債を活用するものでございます。

次に、説明欄下段の松伏町消防団器具置場維持管理事業232万1,000円につきましては、消防団器具置場の光熱水費、器具置場の維持管理費などを予算計上しております。

次に、35ページ、36ページをお開き願います。4款1項公債費の1目元金1億2,341万円、2目利子434万5,000円につきましては、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、器具置場新築工事など、借り入れた地方債の償還金の予算計上となっております。

以上で、令和7年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○**長谷川真也議長** 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、7番、吉田議員の質疑を許可いたします。

7番、吉田議員。

○**7番 吉田俊一議員** おはようございます。7番、吉田俊一です。通告をしております質疑をさせていただきます。

議案第5号の令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算、歳出についてお尋ねをします。28ページをお開きいただきたいと思います。上段に消防指令業務共同運用事業というのがございまして、これは歳出の3款消防費、1項消防費、1日常備消防費にございます負担金補助及び交付金なのですが、この消防指令業務共同運用事業に含まれております事業の内容と、それぞれの事業金額について説明をいただきたいと思います。令和8年度からスタートと説明をいただいておりますが、進捗や令和7年度の予定等も分かれば説明をいただきたいと思います。

続きまして、この事業の中の負担金の計算はどのようになっているか、ご説明いただきたいと思います。

続きまして、協議の段階で消防指令機材、指令台等の整備台数や、構成自治体の分担金等の問題について研究をしていたときに、6市1町の中で人口だけでなく、昼間人口が違っていたり、当時新型コロナウイルス感染症の収束がまだ終わっていない段階での通信業務の実情等を踏まえて準備をしていたと認識しています。現在新型コロナウイルス感染症については収束しており、緊急時の救急通報とか火災通報の件数などが当時と比べて違いがないのか。当時は、ほぼ人口割と比例しているという判断でしたが、状況が分かればその点についてもご説明をいただきたいと思います。

○長谷川真也議長 7番、吉田議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

田中次長兼総務課長。

○田中文雄次長兼総務課長 吉田議員のご質問に順次お答えいたします。

それでは、一般会計予算書の28ページ、消防指令業務共同運用事業の1点目、事業内容、進捗についてでございますが、まず令和7年度の消防指令業務共同運用事業に係る事業内容は大きく分けて3つございます。1つ目は、協議会運営費1,162万6,470円、2つ目は消防指令システム整備工事監理業務委託費176万10円、3つ目は消防指令システム整備工事費4億2,008万8,792円となっております。合計額は、1,000円単位を繰上げ、4億3,347万6,000円となっております。

次に、進捗でございますが、令和6年度上半期の進捗状況を令和6年11月25日に吉川市議会議員の皆様、令和6年12月9日に松伏町議会の皆様を対象とした報告会をそれぞれ実施させていただきました。その後の進捗状況でございますが、総務部会、警防部会、指令部会においてそれぞれ詳細な検討項目が協議され、また協議会においても各部会からの提出された議題を滞りなく協議が進められております。また、消防指令センターの庁舎建設につきましても、スケジュールどおり進められていると伺っております。令和7年度の事業といたしましては、この運用開始に向けた職員の研修なんかも令和7年秋ぐらいを目安に開始する予定となっております。また、令和6年度下半期の進捗状況の報告会を令和7年5月から6月頃に開催する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の負担金の計算についてでございますが、東埼玉消防指令業務共同運用協議会の負担金につきましては、令和6年4月1日の住民基本台帳を基にした人口割で算出しており、令和7

年度の総事業費34億2,140万円に対しまして、当消防組合の負担割合は8.67%の4億3,347万6,000円でございます。

事業別に見ますと、当消防組合が負担する消防指令システム整備工事費の4億2,008万8,792円につきましては、共通経費と単独経費に分かれております。初めに、共通経費でございますが、5消防本部が共通で負担するシステム機器の経費としており、その合計額は10億2,670万5,900円となっております。それに対して、当消防組合の負担金は8,901万5,402円でございます。

次に、単独経費でございますが、無線機や車両に積載する運用端末装置、これAVMというもののなのですけれども、災害場所を表示するナビゲーションシステムのような機械になっております。各消防本部が必要とする機器の台数の経費としており、その合計額は22億4,029万4,100円となっております。しかしながら、消防本部ごとに必要な機器の台数に違いがあることから、それぞれの消防本部が必要とする機器分を単独経費として計上するものでありまして、当消防組合は3億3,107万3,389円となっております。

つきましては、共通経費と単独経費に分かれていることから、総事業費を単純に負担割合で割っても算出はできないとなっております。また、負担額の変更はありませんけれども、現在実施中であります実施設計後に共通経費及び単独経費の割合の変更により額が変わる場合がございますので、この点についてはご了承願いたいと思っております。

次に、3点目の実態とのずれは広がっていないかについてでございますが、東埼玉消防指令センターの指令台数につきましては、令和4年中の119番通報等処理件数の9万8,091件をトラヒック理論に照らし合わせ、指令台を10台として整備を進めているところでございます。参考までに、令和5年中の119番通報等処理件数につきましては、10万3,447件と前年比5,356件の増加、令和6年中につきましては速報値でございますが、10万2,356件と、前年比1,091件の減少となっております。トラヒック理論上では、指令台10台で処理可能な件数は11万8,259件となっていることから、実態のずれはないと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありますか。

7番、吉田議員。

○7番 吉田俊一議員 再度お尋ねをいたします。

消防指令業務共同運用事業についての事業内容ごとの金額も示していただいておりますが、国の補助メニューを使つての事業と説明を受けていましたが、これらについて全て吉川市、松伏町の一般財源で補填しなくてはいけない内容なのか、その点もう少し説明をいただきたいと思います。

6市1町で運営する共同指令業務については、これから様々な準備を進めていかれると思いますが、それぞれの自治体の119番通報や火災での出動については今後変化をしていくと思われますので、この共同事業が計画された時点と変化が生じていかないか、検証しながら進めていただきたい

と考えているところです。

○長谷川真也議長 ただいまの質問に対し、田中次長兼総務課長。

○田中文雄次長兼総務課長 吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁の中で話しました消防指令システムの関係ですけれども、緊急防災・減災事業債を活用する予定となっております。内訳といたしましては、当消防組合の活用する部分ですけれども、消防指令システム整備工事監理業務委託176万10円、それから消防指令システム整備工事4億2,008万8,792円、合計4億2,184万8,802円を予定しております。起債対象経費に対しましては充当率100%、交付税措置として70%となっております。

公債費といたしましては、1年据置きの5年償還で、実質4年で償還するような形になるかと思っています。金額としては約1億546万2,200円というような金額が当該年度にかかってくるような形になります。それを、負担割合でそれぞれの市、町のほうで負担をしていただくような形になろうかと思っています。

それから、6市1町共同指令のほうで自治体ごとの119番通報等の変化に対しまして、今後検証していただきたいというお話ですけれども、いずれにいたしましても119番を受けるシステムについては、6市1町で大規模になるのですけれども、それぞれの自治体において間違いとか、災害発生場所の間違いであったりとか、そういったことがないように、今現在指令部会のほうでいろいろなマニュアル等を作成して、問題なく運用開始ができるように進めているところでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し質疑ありますか。

○7番 吉田俊一議員 終わります。

○長谷川真也議長 これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第5号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長谷川真也議長 挙手多数であります。

よって、第5号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議員提出第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第11、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

菊名議員。

○5番 菊名克典議員 5番、菊名でございます。それでは、議員提出第1号 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第112条及び吉川松伏消防組合議会会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

当議案につきましては、刑法の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため所要の改正をするとともに、必要な経過措置を設けるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより議員提出第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時34分